

市川市住宅断熱改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅性能を向上させるための改修工事に要する費用を助成することにより、本市が行うカーボンニュートラルの実現に寄与する住宅の普及を図ることを目的として、当該改修工事を行う住宅の所有者に対し、予算の範囲内において、市川市住宅断熱改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての建築物又は集合建築物（複数の住戸又は住戸と店舗、事務所等が2以上集まって、1棟を構成する建築物をいう。以下同じ。）のうち、居住の用に供する部分をいう。
- (2) 改修工事 別表の左欄に掲げるいずれかの住宅性能を向上させる工事であって、それぞれ同表の右欄に掲げるものに該当するものをいう。
- (3) 住宅性能 次に掲げる住宅の性能をいう。
 - ア 窓又はドアの断熱に関する性能
 - イ 窓の高断熱に関する性能
 - ウ 壁、床、天井等の断熱に関する性能
- (4) 市内施工業者等 市内に主たる事務所を有する者又は本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者であって、改修工事を施工する業者として市長が適当と認める事業者をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 市内に存する住宅であること。

- (2) 補助対象住宅について、補助金、市川市あんしん住宅助成事業補助金交付要綱（平成25年6月1日施行）第1条に規定する市川市あんしん住宅助成事業補助金、市川市空家除却・活用事業補助金交付要綱（令和2年8月7日施行）第1条に規定する市川市空家除却・活用事業補助金又は市川市窓・ドア断熱リフォーム臨時補助金交付要綱（令和6年5月7日施行）第1条に規定する市川市窓・ドア断熱リフォーム臨時補助金の交付を受けたものでないこと。ただし、これらの補助に係る規則第13条の実績報告書を提出した後に補助対象住宅の所有者又は居住者の全てに変更があった場合の当該補助対象住宅にあつては、この限りでない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有し、かつ、規則第13条の実績報告書を提出する時までに当該補助対象住宅に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。
- (2) 本市に納付すべき当該年度分及び当該年度の前年度分の市県民税、固定資産税及び都市計画税並びにこれらに係る延滞金（次号において「当該年度分及び当該年度の前年度分の市県民税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 補助対象住宅に補助対象者と同居する者が当該年度分及び当該年度の前年度分の市県民税等を滞納していないこと。
- (4) 補助対象住宅が共有物である場合にあつては、補助対象住宅の改修工事を実施することについて全ての共有者が同意し、かつ、補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）以外の共有者が補助金の受領等を行う権限を申請者に委任していること。
- (5) 改修工事を施工しようとする箇所が集合建築物の共有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4号に規定する共用部分をいう。）である場合にあつては、当該建築物の管理組合等

から改修工事を実施することについて承諾を得ていること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象住宅の改修工事であって、市内施工業者等により施工されるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる住宅性能の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 第2条第3号アに掲げる住宅性能 補助対象事業の実施に要する費用の額（その額に消費税及び地方消費税の額が含まれるときは、これらの額を控除した額。次号及び第3号において同じ。）に3分の1を乗じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）

(2) 第2条第3号イに掲げる住宅性能 補助対象事業の実施に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額（当該額が20万円を超えるときは、20万円）

(3) 第2条第3号ウに掲げる住宅性能 補助対象事業の実施に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額（当該額が30万円を超えるときは、30万円）

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、市川市住宅断熱改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、補助対象住宅に居住していない者にあつては、第2号に掲げる書類を添付することを要しない。

(1) 登記事項証明書その他の補助対象住宅の所有者を確認することができる書類

(2) 補助対象者に係る住民票の写し

- (3) 第4条第1項第2号の要件に該当することを証する書類
- (4) 第4条第1項第3号の要件に該当することを証する書類
- (5) 補助対象住宅について、改修工事を施工しようとする箇所の現況を確認することができる写真及び図面
- (6) 補助対象事業の実施に要する費用の見積書又はその写し
- (7) 補助対象事業の実施により補助対象住宅の住宅性能の向上に効果があることを確認することができる書類
- (8) 補助対象事業であることを確認することができる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項第1号、第2号（同項ただし書の適用がある場合にあっては、第13条第2項第5号。以下この項において同じ。））、第3号、第4号及び第9号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、同項第1号、第2号、第3号及び第9号に掲げる書類にあっては補助金の交付を受けようとする者の同意を、同項第4号に掲げる書類にあっては補助対象住宅に補助対象者と同居する者の同意を得て、当該書類の提出を省略させることができる。

4 第1項の申請書は、補助対象事業に着手する前であって、かつ、当該申請書の提出日の属する年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。
（他の補助等との調整）

第8条 前条第1項の申請書を提出した者が補助対象事業に要する費用について本市が実施する他の事業による補助等を受けるときは、その限度において、補助金の交付は行わない。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第13条の実績報告書を提出するときまでに補助対象住宅に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。
- (2) 補助対象事業が第7条第1項の申請書に記載された工事予定期間内に完

了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、直ちに、市長に報告すること。

(3) 前号の規定による報告をしたときは、市長の指示に従うこと。

(決定の通知)

第10条 規則第6条第1項又は第2項の規定による通知は、市川市住宅断熱改修促進事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 第7条第1項の申請書を提出した者であって、前条の通知を受ける前に当該申請書の提出を取り下げようとするものは、市川市住宅断熱改修促進事業補助金交付申請取下げ届（様式第3号）により市長へ届け出るものとする。

(変更等の承認)

第12条 規則第8条の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合 市川市住宅断熱改修促進事業補助金交付申請事項変更承認申請書（様式第4号）

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合 市川市住宅断熱改修促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

2 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市住宅断熱改修促進事業補助金交付申請事項変更承認可否決定通知書（様式第6号）又は市川市住宅断熱改修促進事業中止（廃止）承認可否決定通知書（様式第7号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の実績報告書は、市川市住宅断熱改修促進事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る改修工事の内訳を明らかにした書類
- (2) 補助対象事業に係る改修工事の施工状況を明らかにした写真及び当該改修工事完了後の写真
- (3) 補助対象事業に係る改修工事の契約書の写し
- (4) 領収書その他の前号に規定する契約書に定められた補助対象事業に係る改修工事に要する費用の支払を証する書類
- (5) 第7条第2項ただし書の適用がある場合にあっては、補助対象者に係る住民票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、前項第3号の契約書に定められた請負代金の支払が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

4 第16条の規定により事業者に補助金の受領に関する権限を委任する場合における第2項第4号の規定の適用については、同号中「領収書その他の前号に規定する契約書に定められた補助対象事業に係る改修工事に要する費用の支払を証する書類」とあるのは、「前号に規定する契約書に定められた補助対象事業に係る改修工事に要する費用の支払又は請求を証する書類」とする。

(額の確定)

第14条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市住宅断熱改修促進事業補助金額確定通知書（様式第9号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 規則第16条の交付請求書は、市川市住宅断熱改修促進事業補助金交付請求書（様式第10号）によるものとする。

2 次条の規定により事業者に補助金の受領に関する権限を委任するときは、当該権限を委任したことを証する書類を前項の請求書に添付するものとする。

(受領の権限の委任等)

第16条 第10条の交付可否決定通知書により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業を施工した市内施工業者等(以下「補助対象事業施工業者等」という。)に対し、当該補助金の受領に関する権限を委任することができる。

2 補助対象事業施工業者等は、交付決定者からの委任に基づき、補助金として当該交付決定者に交付すべき額の限度において、当該交付決定者に代わり、支払を受けることができる。

3 前項の規定による支払があったときは、交付決定者に対し、補助金の交付があったものとみなす。

(決定の取消し)

第17条 規則第18条第3項において準用する規則第6条第1項の規定による通知は、市川市住宅断熱改修促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。

(台帳の整備)

第18条 市長は、補助金の交付状況を明らかにするため、市川市住宅断熱改修促進事業補助金台帳を整備するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市住宅断熱改修促進事業補助金交付要綱の規定は、令和8年

4月1日以後の申請に係る市川市住宅断熱改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

住宅性能の種類	改修工事の内容
1 第2条第3号アに掲げる住宅性能	(1) 単板ガラス窓の断熱化 (2) ドアの断熱化 (3) 前2号に準ずるものとして市長が認めるもの
2 第2条第3号イに掲げる住宅性能	市長が別に定める要件を満たす窓を使用して行う工事であって、次に掲げるものをいう。 (1) 単板ガラス窓の高断熱化（住宅の一の居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室又は現に居住の目的のために継続的に使用している室をいう。）における全ての窓を改修する工事に限る。） (2) 前号に準ずるものとして市長が認めるもの
3 第2条第3号ウに掲げる住宅性能	(1) 断熱材が使用されていない壁、床、天井等の断熱化 (2) 前号に準ずるものとして市長が認めるもの